

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### シンガポール向け活カキ輸出衛生証明書発行申請書

「広島県シンガポール向け活力キ輸出に関する証明書発行要領」(令和4年2月14日付け水産第591号)に基づき、次の活力キ輸出に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

製品名 活カキ Live Oyster (Crassostrea gigas) 1 2 包装数量及び重量  $\triangle \triangle Pcs$ ,  $\bigcirc \bigcirc kg$ 3 生產海域等 (1)海域: 広湾海域 Hiro Bay area 「5 作業場」は、かきに直接触 れる包装を行う最終施設(包装を (2) 漁業権番号: 区第○○号 Area No.OO 行わない場合は最終出荷施設)を 陰性 (2022年2月18日) (3) / ロウイルス検査結果(検査日): 記載する。 4 水揚日 2022年2月20日 5 作業場名及び所在地 ○○水産株式会社 OO Fisheries Co., Ltd. 広島県呉市音戸町△△  $\triangle \triangle$ ,Ondo-cho,Kure-city,Hiroshima,Japan 出荷日 2022年2月21日 6 7 輸出者名及び住所 ○○輸出株式会社 OO Export Co., Ltd. 広島県呉市光町 XX XX, Hikari-machi, Kure-city, Hiroshima, Japan

3 輸入者名及び住所 ○○ Seafood Co.,Ltd □□Club St, Singapore

9 発送日 2022年2月22日

10 最終目的地の国 シンガポール Singapore

#### (誓約事項)

当該輸出活カキは次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1)上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) シンガポール側が要求する以下の条件を満たすものであること。
- ア. 天然あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場に由来するものであること。
- イ.「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」(平成27年3月6日付け26消安第6073号農林水

産省消費・安全局長通知) 2の(2)に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。

- ウ. 直近の食品衛生監視員による監視指導(食品衛生監視票の日付等)以降に、食品衛生法若しくは関係法規 又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けておらず、食品衛生法 に従い、衛生条件が整備されている取扱施設において、処理及び保管がなされていること。
- エ. 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。

### (申請書の記載に関する注意事項)

- 1 記入は日本語,英語併記によること。
- 2 「3 生産海域等」の「(2)漁業権番号」については、最新の区画漁業権の免許番号を記載すること。 また、ノロウイルス検査結果(検査日)については、水揚日又はその直前に、生産者団体が実施したノロウイルスの自主検査結果及び検査日を記載すること。
- 3 「5 作業場名及び所在地」については、活カキに直接触れる包装を行う最終施設(包装を行わない場合 は最終出荷施設)を記載すること。
- 4 「6 出荷日」については、洗浄または浄化が終了し梱包した日を記載すること。
- 5 郵送での証明書の交付を希望する場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

Hiroshima Prefectural Government, Agriculture, Forestry and Fisheries Bureau.

# **HEALTH CERTIFICATE**

Reference No. <証明書発行機関が記載>

This is to certify that the below mentioned products are selling for human consumption and the following are satisfied:

The oysters were harvested from approved designated sea areas in Hiroshima Prefecture, Japan, which are not under self-imposed restraint of shipment.

The oysters were processed in an approved sanitization facility, regulated by the Hiroshima Prefectural government, in a sanitary and hygienic manner.

The oysters have not been treated with chemical preservatives or other Substances that are injurious to health.

The oysters have been prepared, handled, packed, stored and shipped in accordance to Japan's national standards based on the Food Sanitation Act and Hiroshima Prefectural hygienic standards.

The oysters have been inspected and found fit for human consumption and every precaution has been taken to prevent contamination prior to export.

a)Product Name: Live Oyster (Crassostrea gigas)
b)Number of packages and Weight: △△Pcs, ○○kg  (d) 作業場は、かきに直接触れる
c)Place and date of harvest: Hiro Bay area 2022,2,20 包装を行う最終施設(包装を行わない場合は最終出荷施設)を記載する。
d)Name of processing plant: OO Fisheries Co., Ltd.
$\triangle\triangle$ ,Ondo-cho,Kure-city,Hiroshima,Japan
e)Date of processing: 2022,2,21
f)Name and address of consignor: OO Export Co., Ltd.
XX,Hikari-machi,Kure-city,Hiroshima,Japan
g)Name and address of consignee: OO Seafood Co.,Ltd
XX Club St, Singapore
h)Date of departure: 2022,2,22
i)Country of final destination: Singapore
Place of Issue: Hiroshima Prefectural Government, Agriculture, Forestry and Fisheries Bureau
Date of Issue: <証明書発行機関が記載>
Signature of certifying official: < <u>証明書発行機関が記載&gt;</u>
Official Stamp

証明者(生産者)

(住所) 広島県呉市音戸町△△

(氏名) ○○水産

販 売 証 明 書

販売した養殖生産物について、次のとおり証明します。

養殖生産物の名称	活カキ(殻付き)
生産海域(※①)	広島湾西部海域( )
	広島湾北部海域 ( )
	広島湾中部海域(  )
	広島湾南部海域 ( )
	呉湾海域 ( ○ )
	広湾海域 ( )
	三津湾海域 ( )
	広島県東部海域 ( )
区画漁業権の免許番号(※②)	区第△△△号
水揚日 (採取日)	2022年2月20日
数量	100 k g
備考	

- ※① 該当する採取海域1カ所について○をつけてください。複数ある場合は別葉としてください。
- ※② 輸出可能な生産海域は、衛生管理プログラム第3で指定された区画漁業権の漁場区域に限られるため、水揚げした漁場の漁業権免許番号を記載すること。

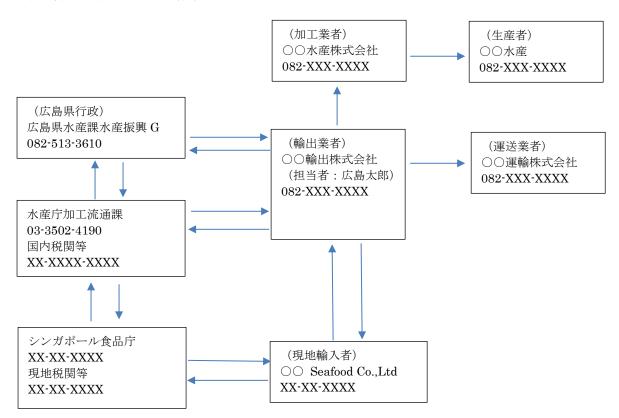
## 回収責任者 〇〇輸出株式会社 (アジア担当:〇〇〇〇)

### 活カキ自主回収に係る計画書(例)

今般、○○輸出株式会社(申請者名を記載)が申請した衛生証明書に関し、輸出した活カキが、シンガポールの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をシンガポール政府から受けるなど、活カキに問題が発生した場合、○○輸出株式会社(回収主体の輸出業者名を記載)は速やかに自主回収を行こととし、回収に要する費用は○○輸出株式会社(費用を負担する主体を記載)が負担します。

また、当社は、生産から現地輸入者までの活力キ流通事業者に対し、販売記録等を1年間保管する等の管理をし、かつ回収時の協力を要請しておく等、自主回収にかかる体制を整備します。 回収に係る連絡体制は次のとおりとし、広島県担当者との連絡窓口は日本語で対応することといたします。

### 回収の際の連絡フロー図 (例)





(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### シンガポール向け活カキ輸出衛生証明書発行申請の取消願

「広島県シンガポール向け活力キ輸出に関する証明書発行要領」(令和4年2月14日付け水産第591号)に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

- 1 発行申請年月日
- 2 輸出活カキの詳細

(1) 製品名 活力キ Live Oyster (Crassostrea gigas)

□□Club St, Singapore

(2) <u>重量</u> ○○kg

(3) 輸出者名及び住所 〇〇輸出株式会社 〇〇 Export Co., Ltd.

広島県呉市光町 XX XX,Hikari-machi,Kure-city,Hiroshima,Japan

(4) 輸入者名及び住所 OO Seafood Co.,Ltd

(5) 発送日 2022 年 2 月 22 日